

お客さま 各位

## あらゆるハラスメント防止に関する取組みについて

〈ろうきん〉では、すべての役職員があらゆるハラスメントを受けることがなく、安心して働くことができる就労環境を確保するため、業態統一指針「労働金庫業態におけるあらゆるハラスメント禁止ガイドライン」を策定しています。

長野県労働金庫は、この指針に基づき、労使一体となって「あらゆるハラスメントの根絶」の実現に向けて取り組んでまいります。本ガイドラインは、ハラスメントの定義・対象等において、ILO※190号条約の内容を広く盛り込んだものとなっています。

※ILO：国際労働機関

ガイドラインの内容	
◆ハラスメントの定義	単発的か反復的かを問わず身体的・精神的・性的・経済的苦痛を与え、人の権利及び尊厳を侵害する又はその可能性がある行為、慣行、脅威。
◆対象	(1) 長野県労働金庫で働くすべての役職員（派遣職員を含む）、雇用が終了した職員（ハラスメント発生時に雇用関係にあった場合）、お客様、お取引先の関係者の方、就職活動中の学生等。  (2) 平日・休日を問わず、業務を遂行する職場（外出先を含む）および休憩・食事をとる場所、洗面所および更衣室、社宅、業務に関係する出張、移動、訓練、行事、社会活動中、情報通信技術による連絡手段、通勤時、懇親の場等。
◆保護および禁止事項	長野県労働金庫は、あらゆるハラスメントを断固として容認せず、ハラスメントが発生しない環境を全面的に整備する。ハラスメントの禁止、および被害者、通報者を加害または報復から保護する措置を講じるとともに、ハラスメントを行った者については、厳正に対処する。

なお、〈長野ろうきん〉の役職員がお取引先やお客様等の第三者から受けるハラスメントや、〈長野ろうきん〉の役職員がお取引先の関係者やお客様、就職活動中の学生、実習生等に対して行ったハラスメントについても厳正に対処するため、下記のハラスメント相談窓口を設置しております。

ハラスメント相談窓口	<p>◆長野県労働金庫 総務人事部 Tel 026-237-3708</p> <p>◆長野県労働金庫 コンプライアンス統括部 Tel 026-237-3716</p> <p>対応時間[平日] 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く</p>
------------	--